



平成18年5月29日

各 位

共同コンピュータホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉 村 昭 一
(JASDAQ・コード9685)
間合せ先

専務取締役 相 原 能 文
電話0776-34-3512

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第39期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

商法第二編、有限会社法、商法特例法等関連法律を統合した「会社法」が、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とともに、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、必要な規定の加除・修正など全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり

3. 日程

平成18年6月29日変更予定

以 上

〔定款〕改正点（平成18年6月29日実施）

現行定款	改正案	適用条項
(商号) 第1条 当会社は、共同コンピュータホールディングス株式会社と称し、英文では、KYODO COMPUTER HOLDINGS CO., LTD.と表示する。	(現行どおり)	27条2号
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 有価証券の保有、売買、投資ならびに運用業務 (2) 資産運用および管理に係わるコンサルティング業務 (3) 経営指導および業務受託 (4) 金銭の貸付け、その仲介および金銭貸借の媒介ならびに保証 (5) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権の取得、貸与ならびに売買 (6) 不動産の賃貸および売買ならびに仲介 (7) 生命保険の募集および損害保険代理店業務 (8) 前各号に付帯もしくは関連する一切の業務	(現行どおり)	27条1号
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を福井県福井市に置く。	(現行どおり)	27条3号
(公告の方針) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方針) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行	2。
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)	

<u>第5条</u> 当会社の発行する株式の総数は、16,000,000株とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。	113条 整備法 76条 1項
<u>(自己株式の取得)</u>	<u>第6条</u> 当会社は、取締役会決議によつて市場取引等により自己株式を取得することができる。	165条 2項
<u>(1単元の株式数)</u>	<u>第6条</u> 当会社の1単元の株式数は、1,000株とする。	188条 1項、 条数線下げ (以下同じ)
<u>(単元株式数)</u>	<u>第7条</u> (現行どおり)	214条 整備法 76条 4項 911条 3項 10号 整備法 113条 4項
<u>(単元未満株券の不発行)</u>	<u>第7条</u> 当会社は、1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。	189条 3項
<u>(株券の発行)</u>	<u>第8条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しない。	

(株券の種類)	
第8条 当会社の発行する株券の種類は、取締役会の定める「株式取扱規則」による。	(第10条に統合)
(単元未満株主の権利制限)	
第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。	189条2項
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受けける権利	
(株式取扱規則)	
第9条 当会社の株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の再登録、株券喪失登録、単元未満株式の買取、諸届その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める「株式取扱規則」による。	第10条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または「定款」に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。
	133条

	(名義書換代理人)	
第10条	当会社は、 <u>株式</u> につき名義書換代理人を置く。	
2	当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	
3	前項により名義書換代理人を選定した場合には、当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人</u> の事務取扱場所に備え置き、 <u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取、諸届その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u>	
(基準日)		
第11条	当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。	
2	当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、 <u>公示</u> する。	
3	当会社の株主名簿（実質株主を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、 <u>株主名簿管理人</u> の事務取扱場所に備え置き、 <u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u>	
(基準日)		
第12条	当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定期株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。	
2	前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。	
2	前項にかかるが、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日 ^の 最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。	
		123条
		整備法 80条
		124条 3項

(株主の住所等の届出)

(「株式取扱規則」に掲載すべき事項につき、削除)

第12条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）および登録された質権者またはそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を届け出なければならない。

- 2 前項に掲げた者が外国に住所を有するときは、日本国内に通知を受けるべき仮住所または代理人を定めて、これを届け出なければならない。
- 3 前2項の抽出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、決算期日の翌日より3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故ある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

296条

348条3項3号

3項

		(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第15条	当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすこと	133条	
	(議決権の代理行使)		
第16条	当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。		
	(決議の方法)		
第15条	当会社の株主総会の決議は、法令または「定款」に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。		
第16条	株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。	310条	
	(決議の方法)		
第17条	株主総会の決議は、法令または「定款」に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、「定款」に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	309条1項	

	(議事録)	
第17条	当会社の株主総会の議事については、議事の経過の要領およびその結果をおよびその結果を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印または電子署名を行う。	318条1項
2	当会社の株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。	
	(取締役会)	
第21条	当会社の取締役は、取締役会を組織する。	
2	当会社の取締役会は、法令または「定款」に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。	
	(取締役の員数)	
第18条	当会社の取締役は7名以内とする。	
	(取締役の選任)	
第19条	当会社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による。	
2	当会社の取締役の選任は、累積投票によらない。	
	(取締役の解任)	
第22条	取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	341条
	3 取締役の選任は、累積投票によらない。	342条1項

(取締役の任期)

第20条 当会社の取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 指定または専員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)**第26条** 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

- 2 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を置くことができ

(取締役会の招集および議長)**第22条** 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集しその議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故ある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
3 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)**第25条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(旧第3項は新第26条とする。)

(取締役会の招集通知)**第26条** 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)**第24条** 当会社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3 取締役会は、その決議によつて、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

366条1項ただし書

368条1項

(取締役会の決議方法)

第23条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

369条

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第24条 当会社の取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役および出席監査役が記名捺印または電子署名を行う。

2 当会社の取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第25条 当会社の取締役会に関しては、法令または「定款」に定めるもののほか、取締役会で定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬および退職慰労金)

第27条 当会社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

370条

(取締役の報酬)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または「定款」に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬)

第31条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

369条 3項

(取締役の報酬)

第31条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

361条
退職慰労金廃止

	<u>(取締役の責任免除)</u>	
第32条	当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であつた者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	426 条 1 項
	<u>(監査役会)</u>	
第32条	当会社の監査役は、監査役会を組織する。	
	<u>(監査役会)</u>	
第33条	当会社は、監査役および監査役会を置く。	326 条 2 項 911 条 3 項 17 号 同 18 号 整備法 113 条 3 項 整備法 61 条 3 項 1 号
	<u>(監査役の員数)</u>	
第28条	当会社の監査役は 5 名以内とする。 (監査役の選任)	335 条 3 項 341 条
第29条	当会社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による。	(監査役の選任) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
	<u>(監査役の任期)</u>	
第30条	当会社の監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。	336 条 1 項
2	補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期と同一とする。	336 条 3 項

(常勤監査役)		
第31条 <u>当会社の監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u>		
(監査役会の招集)		
第33条 <u>当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>		
(監査役会の決議方法)		
第34条 <u>当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>		
(監査役会の議事録)		
第35条 <u>当会社の監査役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u>		
2	当会社の監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。	
(監査役会規程)		
第36条 <u>当会社の監査役会に関しては、法令または「定款」に定めるもののほか監査役会で定める「監査役会規程」による。</u>		
(監査役の報酬および退職慰労金)		
第33条 <u>当会社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u>		
(常勤監査役)		
第37条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	390条3項	
(監査役会の招集通知)		
第38条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	392条	
(監査役会の決議の方法)		
第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	393条1項	
(監査役会の議事録)		
第40条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	393条2項	
2	監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。	
(監査役会規程)		
第41条 <u>監査役会に関する事項は、法令または「定款」に定めるもののほか監査役会において定める「監査役会規程」による。</u>		
(監査役の報酬)		
第42条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u>	387条 退職慰労金廃止	

	<u>(監査役の責任免除)</u>	426 条 1 項
<u>第43条</u>	<u>当会社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であつた者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>	
<u>第6章</u> <u>会計監査人</u> <u>（会計監査人の設置）</u>		
<u>第44条</u>	<u>当会社は、会計監査人を置く。</u>	
	<u>(会計監査人の選任)</u>	
<u>第45条</u>	<u>会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u>	
	<u>(会計監査人の任期)</u>	
<u>第46条</u>	<u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定期株主総会終結のときまでとする。</u>	
2	<u>会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。</u>	338 条 2 項
	<u>(会計監査人の報酬等)</u>	
<u>第47条</u>	<u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	399 条 2 項
<u>第7章</u> <u>計算</u> <u>（営業年度および決算期日）</u>		
<u>第38条</u>	<u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期日とする。</u>	

(利益配当金)		
第39条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。	(期末配当金)	453条
(中間配当)		
第40条 当会社の取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という)を支払う。	(中間配当金)	454条第5項
(配当金等の除斥期間)		
第41条 利益配当金および中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。	(期末配当金等の除斥期間)	
第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。	
以上		